

參考資料

あ行

【IT（情報通信技術）】

Information Technology の略。コンピューターやデータ通信などに関する技術をまとめた呼び方。

【アウトリーチ】

本人や家族のニーズや訴えがない場合でも、地域住民や知人からの情報などをもとに生活に支援が必要な人に対して、関係機関と連携して相談支援などからサービスなどにつなげる支援。

【医療的ケア児】

医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がいのある子ども。

【インクルージョン】

障がいは一つの個性であり、障がいの有無にかかわらず、すべての人が、同じ社会全体の中に「含まれ」(include) ているという考え方。

【NPO (Non Profit Organization)】

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

【LLブック】

知的障がいや発達障がいのある人などが読みやすいように、写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された本。「LL」はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」を意味する言葉の略。

か行

【介護保険】

加齢に伴って生ずる心身の変化により、介護を必要とする状態になった人について、自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づいて、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。

【機能訓練】

入所施設や病院を退所、退院した方、特別支援学校等を卒業した方などが地域での生活を送るため、身体的なりハビリテーション、身体機能の維持・回復などの支援を行うサービス。

【居宅介護】 → ホームヘルプサービスを参照

【グループホーム】

就労したり、通所施設などに通ったりしている障がいのある人が、地域で自立生活を営むための共同生活住居。

【権利擁護】

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人等のために、援助者がその権利の擁護を行うこと。

さ行

【サービス等利用計画】

いろいろなサービスを必要とする人、長期にわたる入所（入院）生活のために退所（退院）後の生活に不安がある人、家族やまわりの人からの支援が得られずに孤立している人など障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、ケアマネジメントの手法を用いて作成する計画。計画の作成は指定相談支援事業者に依頼する。

【社会福祉協議会】

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮せる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせもっている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障がい者・児童福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。

【手話通訳者】

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

【手話奉仕員】(P25)

手話奉仕員は聴覚の障がいがある人と障がいがない人との意思伝達の仲介を手話で行うほか、市町村等の公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者。

【障害者基本法】

障がいのある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がいのある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年施行。同16年及び23年に改正が行われ、障がいのある人への差別、権利利益侵害の禁止などが明記された。

【障害者虐待防止法】

正式名称は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

障がいのある人に対する虐待が、その人の尊厳を害するものであり、障がいのある人の自立及び社会参加にとって、障がいのある人に対する虐待を防止することが極めて重要であること等から、障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めている。平成 24 年施行。

【障害者の権利に関する条約】

平成 18 年 12 月 13 日に第 61 回国連総会本会議で採択された人権条約。国連障害者権利条約ともいう。すべての障がいのある人に対して、固有の尊厳、個人の自律（自らの選択の自由を含む）および個人の自立の尊重、非差別、完全かつ効果的な社会参加と社会の受容、人間の多様性および人間性の一部としての障がいのある人の差異の尊重および障害のある人の受容、機会の均等、施設およびサービスの利用の可能化、男女の平等、障がいのある児童の発達しつつある能力の尊重および障がいのある児童の同一性保持の権利の尊重を一般原則とし、障がいを理由とするいかなる差別もなしに、すべての障がいのある人のあらゆる人権および基本的自由を完全に実施することを確保・促進することを一般的義務とする。

日本は平成 19 年 9 月 29 日に同条約に署名したが、国内法を整備して締結のための国会承認を得たのは平成 25 年 12 月で、同 26 年 1 月 20 日に批准書を寄託した（同年 2 月 19 日から発効）。

【障害者差別解消法】

障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。平成 28 年施行。

【障害者職業センター】

障がいのある人に対し、職業能力・適性等の評価をはじめ、障がいの種類・程度に応じた職業相談、指導、就職後のアフターケアなど幅広い相談に応じ、事業者に対しては雇用管理サポート等、障がいのある人の採用や雇用管理に関する幅広い支援業務を行う。

【障害者総合支援法】

障がいのある人が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）。改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成 24 年 6 月成立、同 25 年 4 月に施行。

【障害者優先調達推進法】

国、地方公共団体、独立行政法人が障がいのある人のかかわる製品やサービスを優先的に購入するように義務づけた法律。正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）で、平成 25 年 4 月に施行。障がいのある人の自立に向けた生活支

援を目的とし、公的機関が優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定める。

【小児慢性特定疾患】

小児の慢性疾患の中で、治療しないと子どもの発育や生命に重大な影響をもち、治療期間が長期にわたり、かつ医療費も高額となる疾患を小児慢性特定疾患として、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象としている。

【ショートステイ】 → 短期入所を参照

【ジョブコーチ（職場適応援助者）】

障がいのある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などのサポートをする。

【自立支援医療】

身体上の障がい又は現存する疾患を放置すれば、障がいを残すと認められる疾患で、確実な治療効果が期待できるものを対象として、必要な手術や治療などの医療費を公費で負担する障害者自立支援法の制度。自立支援医療として、更生医療・育成医療・精神通院医療の3種類がある。

【自立支援協議会】 → 地域自立支援協議会を参照

【成年後見制度】

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等）の財産や権利を保護するために法律面や生活面で支援する制度。

た行

【短期入所】

障がいのある人の介護者が病気その他の理由により居宅での介護を行うことができない場合に、障がいのある人を短期間、施設等で預かり、入浴、排せつ、食事などの必要なサービス等を提供する。ショートステイとも呼ばれる。

【地域生活移行】

長期に病院や施設に入院・入所している障がいのある人が、病院等を出て、一般の住宅やグループホームなど地域社会の中で必要な支援を受けながら生活することを目的に、関係機関などが支援し地域へ移行していくこと。

【地域自立支援協議会】

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果た

す定期的な協議の場として、市町村が設置するもの。主な機能として、関係機関の連携・ネットワーク化、相談支援事業者の委託の検討、社会資源の開発などが挙げられる。

【地域包括ケアシステム】

高齢者、障がい者などが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるシステム。

【チャレンジ雇用】

障がいのある人等を、1年以内の期間を雇用の単位として、国または地方公共団体等が一般職の非常勤職員として雇用し、1～3年の業務の経験を積むことで、一般企業等への就職につなげる制度。

【特定疾患】

難病のうち、難治度、重症度が高く、さらに患者数が少ない110の疾患。これらについて、特定疾患治療研究事業を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者の負担を軽減している。

【特別支援学校】

特別支援学校では、障がい（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、個別の教育的ニーズや障がいの状態等に応じて、個別の教育支援計画や指導計画に基づいた教育内容、方法により指導や支援を行っている。

な行

【内部障がい】

人体の内部の器官に障がいがあり、身体障害者福祉法などで障がいと認定されている人。心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱直腸機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がいがある。

【難病】

国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また、精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。130疾患が対象となる。

【日常生活用具】

重度の障がいのある人（児童）や難病のある人の日常生活を容易にするための用具。視覚障がいのある人用のタイプライター・電磁調理器・点字図書や、難聴障がいのある人用のファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者及び難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

【発達障がい】

平成17年4月施行の発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥（注意欠如）多動性障がい（AD/HD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

【備前市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく（保健・医療に関する分野については「健康増進法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく。）すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象として介護保険給付サービスや地域支援事業の見込み量を定める等、介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定める実施計画。老人福祉法及び介護保険法では、これら2つの計画を一体のものとして作成することとされている。

【備前市子ども・子育て支援事業計画】

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、すべての子育て家庭を対象として、備前市が今後推進していく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたもの。子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定されている。

【備前市地域福祉計画】

社会福祉法第107条に基づくもので、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された社会福祉の理念を達成するための方策として策定されるもの。市民、社会福祉協議会、関係機関、行政が協働し、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を目指し、地域福祉の現状や課題を明らかにしたうえで、多角的な視点から解決に向けた取り組みを示している。

【法定雇用率】

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、割合に相当する数以上の、身体障がいのある人又は知的障がいのある人を雇用しなければならないこととされている。（平成30年4月から、精神障がいのある人も算定の基礎に含まれる。）重度身体障がいのある人又は重度知的障がいのある人については、それぞれ1人の雇用をもって、2人の身体障がいのある人又は知的障がいのある人を雇用しているものとみなされる。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウント雇用しているものとみなされる。

◎民間企業

- 一般民間企業（常用労働者50人以上規模の企業）…2.0%
※H30.4月～ 45.5人以上で 2.2%
- 特殊法人（常用労働者数50人以上規模の法人）…2.3%

※H30.4月～ 40人以上で 2.5%

◎国、地方公共団体（職員数50人以上の機関）…2.3%

※H30.4月～ 40人以上で 2.5%

都道府県等の教育委員会（職員数50人以上の機関）…2.2%

※H30.4月～ 42人以上で 2.4%

【ホームヘルパー】

障がいのある人や高齢者等の家庭等を訪問し、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する人。

【ホームヘルプサービス】

障がいのある人や高齢者等で日常生活を営むのに支障がある人のいる家庭に対して、ホームヘルパーを派遣し、相談・助言をはじめ家事援助や身体介助など、さまざまな援助を行うサービス。

【補装具】

身体障がいのある人（児童）の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障がいのある人用の白杖・義眼・点字器、聴覚障がいのある人用の補聴器、音声・言語機能障がいのある人用の人工咽頭、肢体不自由者用の車いす・義手・義足などがある。

や行

【要約筆記】

聴覚に障がいがある人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書くよりも数倍早く、すべてを書くことは不可能なため、話の内容を要約して伝えるもの。

【要約筆記奉仕員】

中途失聴者、難聴者等と障がいがない人との意思伝達の仲介を要約筆記で行うほか、市町村等の公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者。

ら行

【療育手帳】

児童相談所又は知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付される手帳。岡山県では障がいの程度により、「A(最重度)」「A(重度)」「B(中度)」「B(軽度)」に区分している。

【レスパイトケア】

介護の必要な高齢者や障がい者のいる家族へのさまざまな支援のことで、家族の心と体を休めることを目的とし、日中一時やショートステイなどのサービスがある。

2 備前市障害福祉計画策定委員会条例

○備前市障害福祉計画策定委員会条例

平成21年3月19日

条例第29号

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づき備前市障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定について、同条の規定により、市民の意見を計画に反映させることを目的として、備前市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画策定に必要な事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関等の職員
- (3) 福祉関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第7号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3 備前市障害福祉計画策定委員会 委員名簿

委嘱期間 平成28年8月1日～平成31年3月31日

No	役職	所 属	職 名	氏 名
1	委員長	特定非営利活動法人 東備	理事長	片 山 健
2	副委員長	備前市社会福祉協議会	事務局長	下 野 政 嗣
3	委員	備前市身体障害者福祉協会	会長	延 谷 弘 明
4	委員	備前市身体障害者相談員	相談員	石 野 廣 三
5	委員	備前市知的障害者相談員	相談員	石城戸 美代子
6	委員	岡山県立東備支援学校	校長	濱 田 敏 子 ※1
			校長	安 原 弘 子 ※2
7	委員	和気公共職業安定所備前出張所	所長	長 尾 進 ※1
			所長	谷 口 健 吾 ※2
8	委員	備前保健所東備支所	地域保健課長	那 須 淳 子
9	委員	岡山県精神障害者家族会連合会	会長	鶴 川 克 己
10	委員	備前市手をつなぐ親の会	会長	南 恭 子

※1 委員の委嘱期間は平成28年8月1日～平成29年7月31日です。

※2 委員の委嘱期間は平成29年8月1日～平成31年3月31日です。